越谷町広報

発行所
埼玉県南埼玉郡
越谷町役場企画室
電話越谷42番・66番

『越谷町』の誕生成る

十ヵ町村合併

人口四万四千余人の町制　11月3日「文化の日」を期し

国民祝日「文化の日」の佳き日を迎えた十一月三日、櫻井、新方、増林、大袋、荻島、出羽、蒲生、大相模、越ケ谷、大沢の二町八カ村は合併し、地方自治の本旨である住民の福祉を増進し、行政財政力の有効適切なる運営を図り、郷土の発展を期するために「越ケ谷町」建設の第一歩を踏み出したのであります、今までの垣根をとりはずした全町民は、挙げてこの合併を祝福すると共に、農村部と市街地の共存共栄を本旨とし、町政向上のために一段と深いご理解とご協力を切にお願いいたします

一、合併理由

越ケ谷町外九カ町村は総面積五八四四平方キロ、人口四二、二四四人で南北一一、四キロ、東西八キロ、中心地より南北六キロ、東西四キロの範囲内に関係町村が囲ぎようし、市街地は往時日光街道の宿駅として江戸へ往來する人馬で殷賑をきわめたが、維新後は当地域社会における政治、経済、教育、文化の中心として発展し、現在東武鉄道越ケ谷駅を基点にして、金町、千住岩槻、古河、吉川、野田、安行、浦和方面へ通ずるバス網がひろがり、関係十カ町村は相互に密接不可分の関係に置かれ、しかも東京都々心まで四十分で到達することができ、おのずから東京近郊の田園都市たる形態を具えるに至った

したがつて越ケ谷町を中心とした二町八カ村の大同團結により、類型的な生活経済圏の基盤の上に合理的な廣域行政を確立し、強力な財政力を確保し、これによつて交通網の完成、土地改良事業をはじめとする産業経営の振興、工場誘致、住宅建設等による商工業の振興、六・三制の完成など教育、文化の振興、上水道等衛生施設の整備等々、農村地帯と地街地との均衡的施策を樹立推進することは、関係町村民の福祉を画期的に増進するゆえんである、よつてここに地方自治の本旨に則り、越ケ谷町外九カ町村の大同團結によつて、越ケ谷町を建設しようとするものである

一、新町名選定の理由

新町名　越谷町（こしがやまち）

1、新町名の選定は住民の利害関係に重大なる関係があり、関係町村長、議長、副議長、学識経験者等六十名を以て組織する越ケ谷町外九カ町村合併促進協議会の議題として、新町建設計画策定の際各委員から種々活発な意見の開陳があつて検討の結果次の理由により満場異議なく決定した

2、越ケ谷町は歴史的にも古い地名で昔から草加、越ケ谷千住の先よ、とのかごかき歌が今に傳えられ、全國に知られた地名であり政治、経済の中心地である

従つて隣接町村にしても、越ケ谷と呼ぶのが外部的には便宜とされて來たので、新町名選定に当つては新らしい別の名を取るよりも「越谷」を適当とするものが圧倒的多数であつた、因みに「越ケ谷」の「ケ」の字を除いたが、他に熊谷「くまがや」の例もあり、古文書には越谷と記されているのを見ても、歴史的にも不当なものとは考えられず、また日常生活においても不便や不利益となることはない

一、町役場位置選定理由

旧越ケ谷町字町並西、五八二番地旧越ケ谷町役場は、交通その他諸般の状況にかんがみ合併の中心たる旧越ケ谷町に町役場の位置を定めた、当分の間旧越ケ谷町字町並四五八二番地の、旧越ケ谷町役場廳舎及び旧越ケ谷町字東町裏八三二番地の、越ケ谷町授産場を分室に充て、新廳舎は越ケ谷町地内に建設するものとする

議員の任期は一カ年延長
正副議長は初議会で選任

合併により旧町村議会議員は、そのまま越谷町会議員として十一月三日から向う一カ年間その職に任ずることになりました、これにより当町議会議員の定数は、一六四名となり、初議会で正、副議長の選挙、議席の位置、委員会構成等が決定されることになりました

選挙人名簿の縦覧
十一月五日から十九日まで

本年九月十五日現在により調製された選挙人名簿は、十一月五日から十五日間、本廰ならびに各支所で縦覧されます

この名簿に正しく載つているかいないか、もし名簿に載つていない場合は今後の選挙に投票が出來ませんから必ず期間内に、縦覧されるようお願い致します

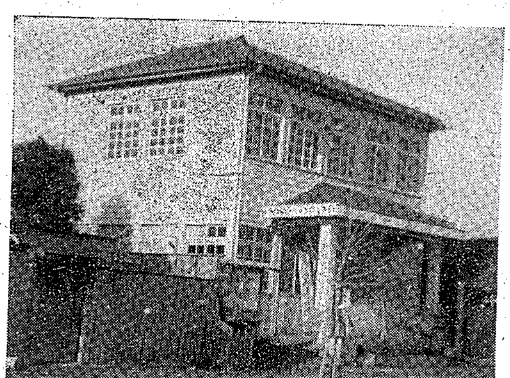

写真は越谷町役場

役場機構は一室六課制で
本庁舎は一應舊越ケ谷町役場に

越谷町の誕生で役場機構もそれにともない大改革を加えることになり、町長のもとに第一、第二の助役二名と、収入役、副収入役を置く方針をたて、事務機構も一室六課制を採用することになりました

また従來の各町村役場は越谷町役場支所として、住民に直接関係する事務を取扱うため若干の係を置くことになりました

役場機構

町長、助役、収入役

企画室　△室長未定、補佐外山好太郎

総務課　△課長黒田晋吉、補佐高志信嘅△庶務係△戸籍係△統計係△消防係△議会係△選挙係

税務課　△課長石川三津藏、補佐名倉六七、高橋仁之助△賦課係△徴収係

産業課　△課長堀井眞之助、補佐岡田武夫△農林係△商工係△配給係

厚生課　△課長中村定三郎、補佐未定△厚生係△衛生係△国保係

土木課　△課長小林保重、補佐未定△土木係△建築係

経理課　△課長島村平市郎、補佐松本宗平、栗原竹平△副収入役未定△会計係

△教育委員会事務局

分室設け事務を処理
戸籍事務など各支所で取扱い

新生越谷町役場機構は一室六課制とし、本廳舎は一應旧越ケ谷町役場と決定しましたが、一時に多数の職員が一個所で事務を取扱うことが不可能なので、暫定的に分室を設けることになり、次の所でその所掌事務をおこないますので、ご不便の点はご諒承ねがいます

△本廳（旧越ケ谷町役場）＝企画室、税務課、経理課

△分室＝総務課（大沢ー旧大沢町役場ー支所）産業課、土木課（大沢中学校内）厚生課（旧越ケ谷町立授産所内）

支所の取扱事務

各旧町村役場を越谷町役場支所として、住民の方にご不便をかけないよう直接関係のある取扱い事務は次の通りです

1、戸籍、住民登録に関するもの
2、配給に関するもの
3、税、その他収入に関するもの
4、国民健康保険に関するもの
5、地区農業委員会に関するもの
6、その他住民に直結する簡易な事務

越谷町誕生までの関係町村合併促進協議会メモ

七月九日　関係町村との懇談会を開催し、町村合併、促進協議会規約草案を定める

七月十五日　九日決定の規約草案に基き、各町村より委員六名を選出することとして報告方を依頼

七月廿九日　関係町村より委員氏名の報告あり、六〇人決定

八月一日　初委員会を開会、規約の審議をなし、会長は越ケ谷町長と決定、地方事務所長、同総務課長より合併に関する事務的説明を聴取

八月四日　第一回幹事会において協議すべき事項につき地方事務所総務課長及び町村係長と打合せ、指示をうけ新町建設計画について協議するため、十一日幹事会を開くことに決定

八月十一日　第一回幹事会を開会

1、協議会の事務職員を協議により各町村より一名宛十名を決定

2、新町建設計画の策定について地方事務所町村係長より要点の説明指導あり、他町の参考資料を配付、質疑應答の上未記入の計画書に関係町村で記入の上、第二回幹事会に持寄り原案を決定することに協議決定

八月廿五日　第二回幹事会開会、各町村毎の建設計画案を持寄り基本方針については事務局に一任と決定、要望書は各町村よりその事項を事務局に提出と決定

イ、議会議員の在任期間は議長会に諮問すること

ロ、教育委員会委員の在任期間は南部教委連協議会に、農業委員会委員については代表者会にそれぞれ諮問の上、その回答によることと決定

九月十一日　第三回幹事会を開会、新町建設計画に伴う要望書及び事業計画を決定

第二回幹事会における各機関諮問による答申により

イ、村会議員及び教育委員の在任期間は一年

ロ、農業委員会は四地区とし、地区委員の任期は六月と決定

九月十六日　委員会を開会、会長職務代理に大相模村長指名就任

1、新町建設計画案を原案可決

2、新廳舎を越ケ谷町内に新築するものと決定

九月廿日　建設計画策定について知事意見伺いを提出

十月一日　越谷町設置申請書提出

十月五日　第四回幹事会を開催

十月十一日　知事の意見書到着

十月十六日　第五回幹事会を開会、知事の意見書を各町村に交付報告、関係議会に附議の上その謄本を二十八日まで提出と決定、條例、規則等を審査

十月廿一日　第六回幹事会開会、保健所の帰属は春日部保健所を希望することに決定

1、專決処分すべき條例　一五
2、議決を経るべき條例　六
3、十一月三日より実施すべき規則　五

等の條例、規則等を審議決定

十一月廿八日　越ケ谷地区の合併・協議会通過決定する

「越谷町」の誕生に寄せて

十一月三日の佳日を期して、ついに越ケ谷町外九カ町村の大同團結が実を結び、めでたく新「越谷」町が発足した、実に廣ぼう五十五平方キロ、人口四万四千有余、全國にほこる大規模な町村合併というべく、しかも敢えて「町」として発足したことに、万量の堅実味を添えたといつてよいでありましよう、昨今雨後のたけのこのように簇出した名ばかりの「市」に対して、新「越谷」町は、いわゆる「鶏頭となるも牛後となるなからん」との気概をたたえまことにその將來は洋々たるものがあるといわねばなりません

しかし、ローマは一日にして成らずとの譬えのとおり、この大同團結も一挙にして成つたのではありません、その間、先覚の士の努力と清純な世論とが背景となつて、去る八月一日、十カ町村合併促進協議会が結成され この協議会を通じて新町建設の構想と意見とが調整され、こえて九月下旬、対等合併の形式によつて関係町村議会の議決が一齊に行われ、さらに十月二十七日の縣議会において最後的決定をみたのであります、ここに六十年の旧殻を打破した歴史的なエポツクが劃されたのである、ひるがえつて思うと今更ながら新町建設の道が遠く、その任の大なるに想到しないわけにはいかないのであります、新町建設計画の遠大なるに対して、新町の財政は決して急速に改善されるとは思われません、行政整理は公正と勇気とをもつて行わねばならないし弊習は決断をもつて打破されなければならない、

廣域行政へと急に拡大された新町の施策は、小にしては旧町村間の大きくいつては市街地と農村部の間を調整し総合し、新町の実質的完成を期しなければならない、いやしくも尾大にしてふれずなどという誹りは絶対に受けたくはないものであります

今や十一月三日を迎えて十カ町村合併は形式的には完成した、しかし実質的な完成への道は遠く、その任の大であることは前言の通りであります、町村合併が官僚的天下りに堕せず、あくまでも住民の世論と福祉とにもとずいて、その新町建設計画を着実に推進することこそ、今後の新「越谷」町に與えられた厳粛な課題であるといわねばなりません、ここに新町の発足にさいし、所感の一端を述べて祝福いたすと共に、大同團結に深い理解と協力を惜まなかつた関係町村長をはじめ合併促進委員・議会議員および住民各位に対し深甚の敬意を表するものであります

町長職務執行者　大塚伴鹿

公正な供米割当陳情
越ケ谷地区農委代表者会で

本年産米の供出割当はすでに本縣割当分が決定したので、郡割当量のきまるのをまつて、十一月七日前後にはいよいよ町村別割当となるもよう、一方、本年度産米の作況は、一部の楽観的見かたを裏ぎつて、秋落ちが意外に甚だしいので、これに驚ろいた越ケ谷地区農業委員会代表者会では、緊急協議会を去る十月七日越ケ谷町役場で開き、縣・郡当局に対し強力に配慮かたを陳情することとなり、翌二十八日出縣、この旨を農務部長及び農産課長に強力に要望、つづいて廿日には地方事務所に対しても同様の趣旨を強く申し入れた

なお合併後の四地区農業委員会は新町の議会で選任委員について決定をみた上、正式に発足することとなるが、その間郡農業会議が召集されて町村別割当が協議されることになれば、取りあえず互選の結果残つた選挙委員と、町長職務執行者の手で委嘱される農協関係の選任委員との中から、地区毎に代表者を選びこの会議に出席して発言することになろう

地区農業委員会を設置
越谷町を四地区に

農業委員会は一地区三十名（任期半年間）の構成により次の区域に設置され、近く正式委員会の決定を見て委員長、事務所が決定が決定運営されます、とりあえず決定されるまで今迄の農業委員会の仕事は、次のうに各支所でそれぞれ行います

◇越谷町第一地区農業委員会＝荻島村、出羽村、越ケ谷町
◇同　第二地区農業委員会＝大袋村、櫻井村
◇同　第三地区農業委員会＝新方村、増林村、大沢町
◇同　第四地区農業委員会＝蒲生村、大相模村

合併町村への縣當局のおみやげ

九月二十日付で、越ケ谷町外九カ町村では、合併後の新町建設計画について知事の意見を求めていたが、十月十三日付で当局からこれが承認を與えてくると共に、同時に関係町村連署で提出した要望書に対する回答も旧町村宛にそれぞれ到着した、その内容は次のとおり、なおこれについては去る十月二十九日の越ケ谷町外九カ町村合併促進協議会の最後の全体会議の席上で、地元縣議代表よりこれが実現かたについては一致協力して推進するむね言明があつた

一、越谷停車場線、越谷町地内は本年度道路修繕工事を実施する

二、越谷野田線、越谷町、大沢町地内は本年度道路修繕工事を実施する

三、浦和、越谷線、越谷町地内に昭和三十二年度において、国庫補助工事として、補装補修工事を施行の予定

四、一級国道、四号線、櫻井村、大袋村地内に本年度国庫補助工事として、コンクリート補装工事施行中

五、越谷吉川線、大相模地内に、昭和三十年度において国庫補助工事として特殊改良工事を施行の予定

六、縣道に架設の木橋は本年度から年々永久橋に架換えの計画を樹て実施している、元荒川及び古利根川に新橋架設は縣費補助により町村で架換ることはできる

七、越谷、鳩ケ谷線ー出羽村地内草加、大門線ー出羽村地内、越谷、吉川線ー大相模村地内は、本年度において各一部改良の実施準備中であり明年度よりもつずいて施行したい

八、大相模、千住線、櫻井、吉川線の改良については今後予算措置のつき次第施行したい

九、荻島村地内元荒川提塘両岸補修は現在災害工事施行の予定はないがよく調査の上善処したい

十、元荒川提水路計画については中川の総合計画の一部であつて計画の大綱はできたが、細部については検討中であり、建設省とも折衝中であるので近く発表し地元民とも協議したい

十一、元荒川、瓦曾根関下流の浚深及び無場の促進については、予算措置のつき次第実施したい

十二、逆川護岸及び沈床工事については現場調査の上善処したい

菊花かおる高校講堂で新町開廳式を挙行

十一月三日の新町発足を迎えて、総数約二百人の職員をかかえることになつた新町の開廳式は、三日午前十時より議員百六十名のほか地方事務所長・地元選出縣議会議員外來賓多数を迎えて菊花かおる縣立越ケ谷高校講堂で挙行された

まず企画室池ノ谷與一郎氏の開会のことばに始まり、町長職務執行者大塚伴鹿氏の式辞、職員に対する辞令傳達、及び訓辞があり、続いて職員代表の宣誓が行われのち、議員代表吉岡信義氏の挨拶、教育委員会代表関口爲次郎氏、中・小校長代表秋山長作氏、地方事務所長・縣議会議員等の祝辞があり、さいごに収入役代理浅見英藏氏の閉会のことばをもつて、厳粛の中にも盛会裡に終了した

なお、十一月四日は、旧町村職員の編成がえが行われる為、実際の新町の事務は、本所・分室・支所ともそれぞれ五日から始まる見込

新町建設計画要綱

市街地と農村の均衡的な町造りを

越谷町では町村合併によって誕生した新町建設のために「新町建設計画要綱」をこのほどまとめ、健全なる町造りを五カ年計画で行うことになりました、その内容は次の通りであります

㈠新町名

越谷（こしがや）町

1、関係町村名＝櫻井村、新方村増林村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、越ケ谷町、大沢町

2、合併の形式＝合体合併

㈡新町建設の基本方針

二町八カ村の大同團結によって、地方自治体としての財政力の強化と行政能力の向上をはかり、産業の振興教育の充実、文化の向上を期し、更らに都市計画を実施して道路網を整備し、東京都衛星都市として誘致計画を樹てるとともに農業経営の合理化をはかり、農道かんがい用水路を修築整備し、商工業及び農業の均衡的施策を行い社会施設の振興をはかり、住民全般の福祉の増進をはかるものとする

㈢町役場、支所または出張所の統合整備に関する事項

1、役場の位置＝埼玉縣南埼玉郡越谷町四、五八二

2、役場建物の増改新築の方針＝速かに適当な位置に新築するものとする

3、支所、出張所の位置＝当分の間、次の支所を置く＝櫻井支所（旧櫻井村役場）新方支所（旧新方村役場）増林支所（旧増林村役場）大袋支所（旧大袋村役場）荻島支所（旧荻島村役場）出羽支所（旧出羽村役場）蒲生支所（旧櫻井村役場）大相模支所（旧大相模村役場）大沢支所（旧大沢町役場）

4、支所、出張所の増改新築の方針＝將來必要に應じ増改築を行うものとす

5、支所、出張所で行う事務＝戸籍、住民登録に関する事務、配給に関する事務、税、その他収入に関する事務、国民健康保険に関する事務、地区農業委員会に関する事務、その他住民に直結する簡易なる事務

㈣小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項

1、小学校の位置＝櫻井小学校（大字大泊一、一三八）新方小学校（大字北川崎一七八）増林小学校（大字増林二、三五七）大袋小学校（大字大竹一四七）荻島小学校（大字南荻島九〇）出羽小学校（大字四丁野四五）蒲生小学校（大字蒲生二、五三六）大相模小学校（大字東方一九二〇）越ケ谷小学校（越ケ谷町一五八三）大沢小学校（大沢町三五八六）

2、小学校々舎の増改新築の方針＝老朽せる校舎は急速に新築し二部教授の解消を速かにはかるなど教育環境の可及的改善を期する

3、小学校の学区＝当分現状のまとし、必要に應じ環境、通学距離等を考慮し、学区を設けるものとする

4、中学校の位置＝櫻井中学校（大字大泊一、一三八）新方中学校（大字北川崎一七八）増林中学校（大字増林二、三五七）大袋中学校（大字恩間一五六）荻島中学校（大字南荻島三、六〇〇）出羽中学校（大字四丁野四三）蒲生中学校（大字蒲生二五四〇）大相模中学校（大字東方一、九二〇）越ケ谷中学校（越ケ谷町二、一七一）大沢中学校（大沢町一、九二四の一）

5、中学校々舎の増、改新築の方針＝生徒数の増加、環境等を考慮し、実情に即するよう増築または新築するものとす

6、中学校の学区＝当分は現状のまゝとし実情に即し將來学区を設けあるいは統合を行うものとする

7、その他の学校の統合整備に関する事項

8、公民館の統合整備に関する事項＝現在の公民館を整備拡充し將來中央公民館を新築するものとする

9、図書館[illegible]備に関する事項＝現在の図書館を整備拡充し移動図書館を設けること

㈤自治体警察に関する事項

設置しない

㈥消防施設の統合整備に関する事項

1、消防器材器具の統合整備に関する事項＝さらに機械化をはかり整備拡充する

2、防火用水の整備に関する事項＝防火用貯水池の整備新設をはかる

3、消防團の統合整備に関する事項＝消防面の統合整備を行い、將來常備消防の設置をはかる

㈦病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

1、病院の統合整備に関する事項＝既存の病院の整備拡充をはかり、必要に應じ新設を期する

2、診療所の統合整備に関する事項＝既存の診療所の整備拡充をはかり、必要に應じ新設を期する

3、隔離病舎の統合整備に関する事項＝既存の隔離病舎の整備拡充をはかり、必要に應じ新設をはかる

4、墓地、火葬場、じんかい処理場その他の衛生施設の統合整備に関する事項＝既存の火葬場を整備拡充する、またふんにようじんかい処理、下水道の整備等を通じて衛生設備の改善をはかる

㈧授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

1、授産施設の統合整備に関する事項＝既存の授産施設の整備拡充をはかり、実情に應じ新設をはかる

2、保育所の統合整備に関する事項＝既存の保育所の整備拡充に協力し実情に應じ新設をはかる

3、公営住宅、公園運動場その他の厚生施設の統合整備に関する事項＝公営住宅を逐次新築し將來総合運動場公園の新設を考える

4、児童遊園＝既設の児童遊園の整備拡充をはかり、適当の箇所に増置する

㈨道路、橋梁その他の土木施設の整備に関する事項

1、道路の整備に関する事項＝財政の許す範囲内において、都市計画と相まって逐次町産業道路及び側溝の新設、改修整備を行い国道、縣道改修並びに補装を強く要望する措置をとる

2、橋梁の整備に関する事項＝重要路線の橋梁の腐朽したものは速かに改修整修すると共に、必要箇所に新設をはかる

㈩水道事業その他の公営企業に関する事項

1、水道事業に関する事項＝すみやかに調査研究の上建設計画をたてるとともに、簡易上水道を新設する

2、その他の公益企業に関する事項＝社会情勢等を考究し既存の公会堂屋の整備拡充をはかり、將來町営青果市場循環バスの新設をはかる

(十一)基本財産の造成に関する事項

1、町に引継ぎとなるべき現在の財産営造物及び負債の一切は別に定める協定書により処理し、山林についてはすみやかに基本財産の達成をはかる

2、国有財産の拂下げを受けて町の恒久的財源の確保をはかる

(十二)前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現する為に必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

1、河川に関する事項＝河川改良事業に関しては十分研究善処する

2、土地改良に関する事項＝土地改良事業の速かな実施をはかる

3、治水に関する事項＝治水事業は將來にわたって継続されるよう強く要望する

4、開拓、干拓に関する事項＝開拓、干拓事業の促進をはかる

5、耕地整理に関する事項＝道路敷、河川敷及び池沼の拂下げを受け有効適切に利用する

7、都市計画に関する事項＝新地域に適合する都市計画を樹立しこれを推進する

8、その他の建設事業に関する事項＝イ、大工場の誘致をはかるロ、商工会の統合をはかるハ、玉蒲線の建設計画促進と実現をはかるニ、交通機関の拡充整備を要望するホ、商店街の美化施設の拡充を推進するへ、中小企業及び営農融資対策をたてるト、国土調査の促進をはかり、隣接市町村との境界を確定する

(十三)本年度及び爾後五カ年度の年度別財政計画

(十四)その他

1、青年團の統合に関する事項＝すみかに統合整備をはかる

2、婦人会の統合に関する事項＝すみやかに統合整備をはかる

3、農業協同組合その他の協同組合の統合に関する事項＝農業協同組合及び農業共済組合は当分の間現在のまゝとし、必要に應じ統合整備をはかる

4、通信区域に関する事項＝電報電話の管轄区域及び郵便の集配区域を速かに新町に合致するよう推進し、地域内の電報別便配達料の撤廃を要望する

5、酪農振興に関する事項＝集約酪農振興計画の樹立促進をはかる

6、観光事業に関する事項＝名勝旧蹟の箇所等整備拡充をはかり將來当地区の観光事業の促進をはかる

7、果樹園藝振興に関する事項＝果樹園藝事業の振興促進をはかる

8、農業委員会に関する事項＝地区農業委員会を設置するものとす

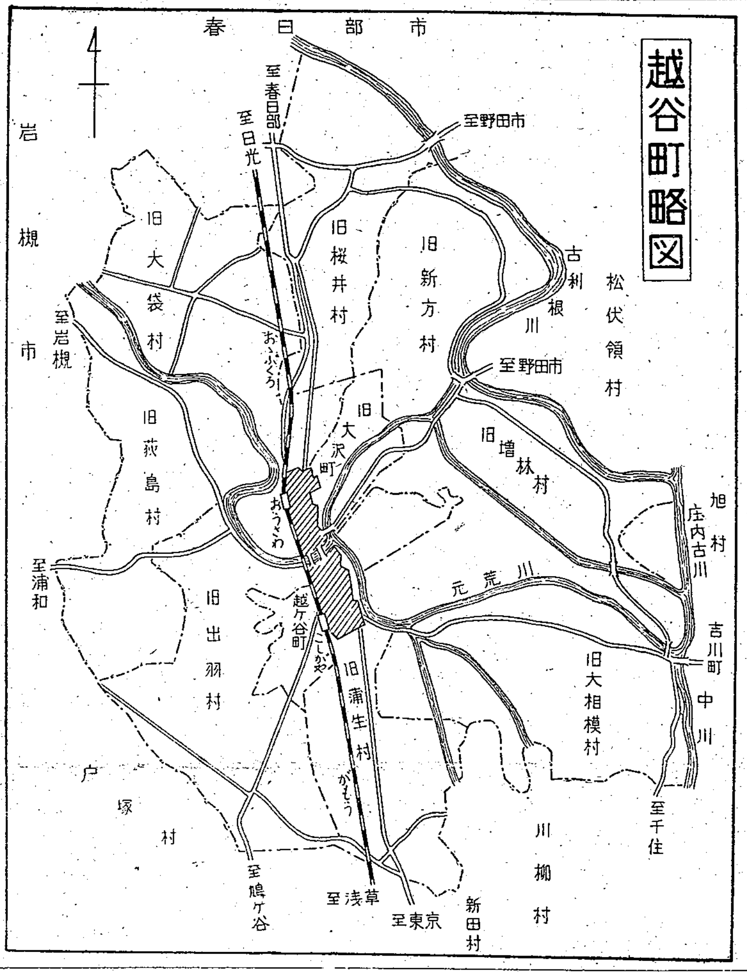

手数料條例等を専決

議会招集の余裕なきため

新発足と共に、事務処理について、これに伴う條例は議会の議決を必要とされていますが、初議会招集には事務上多少の日数が必要とされるので町政に空白を生ずるのをさけるために、地方自治法の定めにより、事務手数料條例など二十一條例を町長職務執行者のもとで専決処分にしましたが、初議会においてはこれらは処分報告されることになっています

専決処分条例

一、越谷町役場の位置を定める條例
二、越谷町課設置條例
三、越谷町設置助役條例
四、越谷町副収入役定数條例
五、特別職員の旅費に関する條例
六、越谷町財産及び営造物條例
七、越谷町役場支所設置條例
八、越谷町手数料條例

1、租税公課に関する証明
2、土地・建物・船・車・牛馬その他動産に関する証明
3、資産に関する証明
4、営業・職業に関する証明
5、法人に関する証明
6、本籍・住所・居所に関する証明
7、身分・氏名・年令に関する証明
8、身元に関する証明
9、在学・修学に関する証明
10、破産に関する証明
11、褒賞に関する証明
12、出産・不在・失そうに関する証明
13、出産・死亡・死産・婚姻・相続に関する証明
14、親族・隣祐に関する証明
15、親権者後見人に関する証明
16、面識に関する証明
17、諸資格に関する証明
18、雇人に関する証明
19、財産管理人・破産管理人に関する証明
20、納税管理人に関する証明
21、予防接種に関する証明
22、旅行に関する証明
23、印鑑に関する証明
24、寄留に関する証明
25、社寺・宗教に関する証明
26、埋葬・火葬に関する証明
27、土地その他被害に関する証明
28、公権能力に関する証明
29、漂流物件・沈没に関する証明
30、文書受理に関する証明
31、公簿・公文書に関する証明
32、公簿・公文書・図面・印鑑の閲覧照合
33、公簿公文書図面の謄本抄本
34、配給に関する証明
35、主要食糧購入通帳の再交付
36、鑑札の再交付
37、母子手帖の交付並びに再交付
38、住民票・戸籍の附票・謄本・抄本
39、住民戸籍の附票閲覧証明
40、診療に関する証明
41、健康診断証明

以上いずれの証明も一件につき三十円であります、但し41号健康診断証明のみ五十円であります

九、道路及び水路上使用料徴収條例
十、越谷町葬祭用具使用料條例
十一、越谷町公告式條例
十二、越谷町住民印鑑條例
十三、越谷町税條例
十四、越谷町収入役身元保証條例
十五、越谷町職員の給與に関する條例
十六、越谷町特別職の給與に関する條例
十七、越谷町職員の服務の宣誓に関する條例
十八、越谷町職員の勤務時間に関する條例
十九、越谷町職員の懲戒の手続及び効果に関する條例
二十、一般職員の旅費に関する條例
二十一、地方自治法第三條の規定による條例規則の施行に関する條例

正しい健康の保持を

特に多い結核とその予防

いよいよこれから勉学に、スポーツに、仕事により一層の心身をつかう季節となりました、ところがこの季節は結核の発病や再発の最も多い季節でもあるのです

まず正しい健康診断を、ツベルクリン反應が陰性の人が陽性になったときは、一年間ははげしい運動や仕事は禁ぜられております、こうした人は是非健康診断を早くいたしましょう、その他の人でも結核らしい症状のある人は、なるべく早めに健康診断をうけてみましょう、発見が早ければ早いほどなおるのも早いのです

BCG予防接種を、ツベルクリン反應が陰性の人は必ずBCG接種をうけましょう、陰性の人は感染をさけるように注意することが必要ですが、どこでこの感染をうけるかわからないので、まして感染することの多い冬から春にそなえて、結核予防のBCG接種によい秋にぜひこの注射をして下さい

正しい療養を、自分の身体に適当した運動や、仕事の量をお忘れなく、そして正しい栄養と正しい療養によりご自身の健康保持に努めて下さい

越谷町章（マーク）の募集

和合の表徴で簡単なもの

「越谷町」を建設したのは切実な願いであると考えます。今回私達町民の楽土、越谷町和合の表徴として、越谷町章（マーク）を制定したいと思い、町民の皆様から、斬新で越谷町の性格を簡單明瞭に表現したデザインを募集いたします。

振って應募して下さい。應募規程は次の通り。

一、締切日、十二月十五日
二、投稿場所、越谷町役場企画室
三方法、縦十五糎、横十糎の画用紙（すみ一色のこと）
四、賞金、薄謝進呈
五、選定、役場内に審査員を設けて行う。
六、應募者、町内一般
七、その他、應募者は必ず住所、氏名、職業、年令を記入して下さい。

土地の名称一部改正

今後の通信等には新しい町名で

合併によって隣近所として親しめるようになった四万四千有余人の新越谷町民が、樂しく喜び、おらが町としてどこに出しても誇れる越谷町の発足に伴い、旧町村名の名称（呼び方）が改正になりましたので、通信その他に住所を書く場合は次の新名称の下に現在の番地を書くよう、お間違いないようにして下さい

土地名称の新旧

新　越谷町大字下間久里
旧　櫻井村大字下間久里
新　越谷町大字彌十郎
旧　新方村大字彌十郎
新　越谷町大字東小林
旧　増林村大字東小林
新　越谷町大房
旧　大袋村大字大房
新　越谷町大字西新井
旧　荻島村西新井
新　越谷町大字七左衛門
旧　出羽村大字七左衛門
新　越谷町大字蒲生
旧　蒲生村大字蒲生
新　越谷町大字西方
旧　大相模村大字西方
新　越谷町
旧　越ケ谷町
新　越谷町大沢
旧　大沢町

祝賀行事 一應持ち越し

新町の発足にさいし、各方面から祝賀行事の挙行について期待するむきが少くないが、新町においては合併早々で事務処理に忙殺されてとうてい計画の見通しがつきかねる状況のため、暫らく延期し、あらためてなるべく近い期日に挙行するよう考慮中です。その節は各地域ともこぞって御参加下さるよう[illegible]いたします。

たばこ買うなら町内で

土地で買う煙草 一個も町富ます

昭和廿九年度の地方税改正にともない、皆さんの購入される煙草代の一部が町に還付されて、町財政をうるおすことになりましたことは御承知の通りです、たとえば当町の煙草小賣店で「光」一個（三十円）を買えば、その百十五分の十に相当する金二円五十二銭が専賣公社からタバコ消費税として町の財源になるよう還付されるのであります、他の町村で買った場合は、その金二円五十二銭がその土地の役場へ行くことになりますから、愛町の精神と町の財源を援助する方針からなるべく町内のタバコ小賣店でお求め下さい

教育委十名と決定

任期は明年十一月二日まで

越谷町教育委員会委員の定数は十名と決定、とりあえず旧町村より一名ずつの委員が互選され、任期は十一月三日から向う一年間在任となりました

編集後記

当地区十町村合併もここにその大同團結が実を結び、十一月三日の「文化の日」をトし新「越谷町」が誕生しましたことを皆さんと共にお喜び申上げます、本紙第一号の発刊に当り、旧関係町村の報道紙は発展的解消をとげて、ここに面目を一新しよりよき「町報」として、皆さんと役場を結ぶいわば役場の窓口として出発することになりました、合併成立の陣痛のさなかにその事務を進めたため、編集も誠に不体裁になりましたことを深くお詫び申上げると共に今後のご指導とご鞭撻を切にお願い致します、更らに本紙は逐次各学校生徒諸君の奏仕により、全町全戸に配布になりますので、お互に失くさないようとじ合わせておかれるようお願いいたします